

高松市告示第448号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、令和8年度において、次のとおり予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、公告します。

令和8年8月7日

高松市長 大 西 秀 人

1 予防接種の種類及び対象者

（1） ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（子宮頸がん）

ア 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

2 予防接種を行う実施場所、期間

別紙のとおり

3 接種料金

全額公費負担

4 接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）

（1） 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められる者

（2） 明らかな発熱を呈している者

（3） 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

（4） 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

（5） その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別紙

	医療機関名	所在地	電話	期間	子宮頸がん
1	翼医院	茜町16-12	090-1160-2636	令和8年7月7日から 令和9年3月31日まで	○
2	高松大林病院	番町一丁目10-3	862-1231	令和8年6月29日から 令和9年3月31日まで	○
3	高松紺屋町クリニック	紺屋町5-3	813-1018	令和8年7月10日から 令和9年3月31日まで	○
4	マオカ病院	瓦町一丁目12-45	862-8888	令和8年7月6日から 令和9年3月31日まで	○
5	太田クリニック	福岡町二丁目24-26	851-3200	令和8年6月29日から 令和9年3月31日まで	○
6	田原内科医院	松縄町41-5	867-1766	令和8年7月2日から 令和9年3月31日まで	○
7	石川内科胃腸科医院	松縄町48-2	867-1000	令和8年6月29日から 令和9年3月31日まで	○
8	高島医院	木太町1986	862-3410	令和8年6月29日から 令和9年3月31日まで	○
9	いずみ内科医院	高松町1689-4	843-1115	令和8年7月2日から 令和9年3月31日まで	○
10	大内クリニック内科・脳神経内科・眼科	高松町2507-4	843-1662	令和8年6月29日から 令和9年3月31日まで	○
11	かがみハーモニークリニック	屋島西町2490-1	802-4711	令和8年6月30日から 令和9年3月31日まで	○
12	四宮医院	西植田町1540	849-0201	令和8年7月6日から 令和9年3月31日まで	○
13	イズミ医院	三谷町90-1	840-1777	令和8年6月30日から 令和9年3月31日まで	○
14	長尾医院	飯田町343-1	881-2901	令和8年7月7日から 令和9年3月31日まで	○
15	営循環器科内科クリニック	中間町40-1	885-5100	令和8年6月29日から 令和9年3月31日まで	○
16	前田病院	東ハゼ町824	865-7111	令和8年7月16日から 令和9年3月31日まで	○
17	ふじもり内科・消化器内科クリニック	多肥下町482	813-6114	令和8年6月29日から 令和9年3月31日まで	○